



TPP Q&A 上級編

Q 地方の工事が外国企業に取られてしまうのでは？

A 解答

- 公共事業の開放とは、外国企業の日本市場での受注を約束することではありません。案件の概要や規模など一部を英語で表記し、情報を提供するだけです。
- すでに日本は、中央政府だけでなく、都道府県や政令指定都市レベルの工事まで海外企業が入札できます。
- TPP 交渉参加国の中には、公共事業を他国に全く開放していない国もあるなど、総じて開放レベルは低いので、日本が今以上の開放（＝市町村レベルまで入札範囲を拡大）を求められることは考えられません。
- そもそも、今でもかなり開放的であるにも関わらず、外国企業は参入してきていません。たとえ、外国企業が受注しても、外国から安い労働力を連れてくることはできません。したがって、市町村レベルの工事や今より少額の工事に外国企業が入ってくることは考えにくいでしょう。

これまでの経済連携（P4 協定、米豪 FTA など）における公共事業の開放状況

| 全く開放せず | 中央政府のみ | 中央政府と地方政府の一部 |
|---------------|--|--|
| ベトナム マレーシア | チリ（※1） ニュージーランド シンガポール（※2） ブルネイ（※2） | オーストラリア（全州） ペルー（全県） アメリカ（50 州中 31 州） 日本（全都道府県・政令指定都市） |

※1：P4 協定以外の経済連携では地方政府を対象にした例あり

※2：もともと地方政府がない

P4 協定：チリ、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイの間の経済連携協定で、2006 年に発効。

出所：国家戦略室 HP 掲載政府資料

(参考) 国際入札の対象になる政府調達の基本額について

- 公共事業などの入札を海外企業に開放することを国際的に約束する場合、対象を絞るために「基本額」を定めています。この「基本額」を下回る小規模な工事などは、国際入札の対象になりません。
- 日本は中央政府についてアメリカなどと同程度の基本額を約束しています。
- 一方、地方公共団体の公共事業の基本額は、アメリカの方が低い例があります。しかし、仮に日本の基本額を引き下げたとしても、新たに開放される案件は全体の 0.1% 程度に過ぎないと計算されています。

これまでの経済連携（P4 協定、米豪 FTA など）における基本額

| | 対象 | P4 協定 | 米ペルー FTA | 米豪 FTA | 日チリ EPA |
|----|---------|--------|----------|---------|---------|
| 中央 | 物品・サービス | 750 万円 | 1806 万円 | 623 万円 | 1500 万円 |
| | 建設サービス | 7.7 億円 | 6.9 億円 | 6.9 億円 | 6.9 億円 |
| 地方 | 物品・サービス | 対象外 | 4930 万円 | 4930 万円 | 3000 万円 |
| | 建設サービス | 対象外 | 6.9 億円 | 6.9 億円 | 23 億円 |

出所：国家戦略室 HP 掲載政府資料

都道府県の基本額を引き下げた場合の影響

都道府県の建設サービスの基本額を 23 億円から 7 億円程度に下げた場合



新たに開放される調達件数は全ての工事件数の 0.1% 程度（2010 年）

※公開情報をもとに都道府県の約半分を調査した結果

出所：2011 年月 11 日衆議院予算委員会 枝野経済産業大臣答弁